

攻めの農業実践緊急対策事業の取組ガイドライン

【県協ガイドライン】

秋田県農業再生協議会

秋田県農業再生協議会(以下「県協議会」という。)は、地域農業再生協議会(以下「地域協議会」という。)と連携し、低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、攻めの農業実践緊急対策事業(以下「事業」という。)を有効かつ効率的に活用するとともに、円滑な推進を図ることとする。

そのため、事業実施要綱、実施要領をもとに、県協議会の業務方法書に定めるもののほか、以下の事項について、本ガイドラインに基づき適正な事業運用を図る。

1 助成金の交付

県協議会は、国からの補助金交付を受けて基金造成し、その後、地域協議会及び再編事業者が必要とする助成金を支払う。

なお、当面、地域協議会における事業計画策定に当たり、地域協議会ごとの農地面積等に応じて助成金交付の内報額を示すこととし、必要に応じて地域協議会への追加内報を行う。

2 事業実施主体

事業実施要綱の第2の1の(1)及び(2)、第2の2の(1)及び(2)の事業実施主体は、地域の実情に応じて効率的かつ緊急的に事業推進を図るため、地域協議会とする。

3 事業計画の作成等

事業計画の作成等に当たっては、実施要領別紙1のほか、以下の事項について十分留意するとともに、適正な事業運用を図る。

(1) 助成対象者 【実施要領第2の3の(1)、(2) 関係】

事業対象者(取組参加者)は、人・農地プランの中心となる経営体や農地中間管理機構における担い手など、地域において意欲的かつ積極的な取り組みを行う担い手を優先的に支援する。

(2) 事業計画の作成【実施要領第4の1の(2)、(3) 関係】

効率的機械利用体系構築事業、高収益品目等導入支援事業、集出荷・加工処理体制合理化推進事業に取り組む場合は、以下に留意して地域事業計画書(実施要領参考様式第1号)及び集出荷・加工処理合理化プラン(実施要領参考様式第2号)等を作成する。

①生産効率化プランにおける生産コストの削減に関する地域の平均生産コスト

は農林水産省公表の農業経営統計農産物生産費統計における秋田県のデータを活用することとし、各地域協議会又は市町村単位の統計データがある場合は当該データを活用する。なお、統計データがない場合は、現行の当該事業者の生産コストを定量的な数値として把握するなど、適宜設定する。

- ②高収益品目等導入支援事業の対象となる事業のみを行うものに対する助成は、地域協議会の助成額全体の原則1/5以内とする。ただし、1/5を越える見込みがある場合は、別途協議することとする。
- ③機械・機器のリース導入の場合は、秋田県特定高性能農業機械導入計画に準拠するほか、取組後の作付面積又は収穫量に対応した処理能力であることを明確にした機種選定根拠表を作成すること（既存所有機械も考慮すること）。

4 取組内容・要件等の具体的な基準（別紙参照）

地域事業計画書及び集出荷・加工処理合理化プランの作成に当たっては、特に、機械・機器のリース、高収益品目の導入に係る資材の購入等において、原則として別紙「主な取組内容の実施基準」によることとする。

なお、地域協議会において、助成対象者（取組参加者）が提出する取組計画書（実施要領参考様式第3、4号）の取組内容や要件等を確認する場合及び、県協議会において、再編事業者が提出する集出荷・加工処理合理化プランの取組内容や要件等を確認する場合は、必要に応じて様式に追加項目を設定するか、確認資料を添付することとする。

5 事務費の活用可能額

県協議会の業務方法書第14条第3項の地域協議会の事務費は、事業計画における助成額の1パーセント相当額又は50万円のどちらか大きい方を活用可能額の上限とする。

6 検査・審査の実施

地域協議会にあつては、取組参加者からの取組報告書兼助成金請求書（業務方法書別紙様式第4号）、県協議会にあつては、再編事業者からの助成金請求書（業務方法書別紙様式第5号-2）の提出を受けて、現地での完成時（必要に応じて中間時）の検査を行い、実施が証明できる複数の見積書、契約書、納品書・請求書・領収書等の伝票類、写真（中間・完成）、作業日誌、通帳などを5年間整備・保管しておくこととする。

7 その他

その他、必要に応じて別途指導する。